

① 住所・氏名  
住所・氏名(フリガナ)は令和8年1月1日現在の状況を記入してください。

②個人番号  
給与等の支払いを受ける者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

③所得控除の額の合計額  
給与所得控除後の金額から差し引かれる基礎控除等、控除した全ての合計額を記入してください。

④源泉徴収税額  
年末調整後の年税額を記入してください。退職した場合など年末調整をしていない人は、徴収税額を記入してください。

⑤(源泉)控除対象配偶者の有無等  
・「有」欄は、年末調整の適用を受けている方が控除対象配偶者を有しているとき、または年末調整の適用を受けていない方が源泉控除対象配偶者を有しているときに○を記入してください。  
・「老人」欄は、控除対象配偶者または源泉控除対象配偶者が昭和31年1月1日以前生まれの場合、右記のように2か所に○を記入してください。

(源泉)控除対象配偶者の有無等	
老人	○
◎有	従有
○	○

⑥配偶者(特別)控除の額  
「給与所得者の配偶者控除申告書」に基づいて計算された配偶者控除額、または配偶者特別控除額を記入してください。

⑦特定扶養親族の数  
控除対象扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人)の数を記入してください。

⑧老人扶養親族の数  
控除対象扶養親族のうち70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた人)の数を記入してください。  
老人扶養親族が同居している場合は、「⑪」欄にその人の数を記入してください。

⑨その他の扶養親族の数  
控除対象扶養親族で16歳以上の人(平成22年1月1日以前に生まれた人)のうち、特定扶養親族、老人扶養親族以外の人の数を記入してください。

⑩16歳未満扶養親族の数  
扶養親族のうち16歳未満の人(平成22年1月2日以降に生まれた人)の数を記入してください。

⑪障害者の数  
⑤、⑦~⑩及び同一生計配偶者のうち障害者控除の対象者の数を記入してください。特別障害者が同居している場合は、特別障害者「⑪」欄にその人の数を記入してください。

例①：控除対象扶養親族3人のうち  
1人が同居の特別障害者である場合

控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)					
特 定	老 人	そ の 他	16歳未満 扶養親族 の 数	障 害 者 の 数 (本人を除く。)	
1 人	従 人	内 容	3	特 別	そ の 他
				1	1

例②：16歳未満の扶養親族2人のうち1人が  
別居の特別障害者である場合

16歳未満 扶養親族 の 数					
特 別	障 害 者 の 数 (本人を除く。)	非居住者 である 親族の数			
2 人	1 人	内 容	1 人	特 別	そ の 他
				1	1

## ⑫非居住の数

⑤～⑩のうち、令和8年1月1日現在国外に居住する人がいる場合には、  
その数を記入してください。

### ⑬社会保険料等の金額

本人の申告による小規模企業共済等掛金の控除分がある場合、下記の例のように内書きとなりますのでご注意ください。

例) 給与からの控除分 ..... 913,386 円

申告による小規模企業共済等掛金……120,000 円

申告による国民年金保険料……………176,460 円 (21欄に記入が必要)

社会保険料等の金額

⑭生命保険料・⑮地震保険料の控除額  
所定の算定によって算出された各種保険料控除の金額をそれぞれ記入してください。

## ⑯住宅借入金等特別控除の額

年末調整において算出された住宅借入金特別控除額を記入してください

⑯摘要欄・⑰住宅借入金等特別控除の額の内訳  
※裏面をお読みください。

⑯生命保険料の金額の内訳  
生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の支払金額をそれぞれ必ず記入してください。生命保険料、個人年金保険料は契約時期によって新・旧に分かれていますのでご注意ください。

⑩配偶者の合計所得  
「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された控除対象配偶者、または、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記入してください。また、年の途中で退職した方が源泉控除対象配偶者を有している場合は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入された、源泉控除対象配偶者の所得の見積額を記入してください。  
※配偶者控除の適用がある場合についても、配偶者の合計所得金額の記入が必要となりますのでご注意ください。

②国民年金保険料等の金額  
社会保険料等の金額に国民年金保険料等がある場合は金額を記入してください。

## ㉙旧長期損害保険料の金額

地震保険料控除額のうち、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料の支払金額を記入してください

②③（源泉・特別）控除対象配偶者の情報  
控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、  
フリガナ及び個人番号を記入してください。

④扶養親族の情報  
氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。令和8年1月1日  
現在国外に居住している場合は区分欄に○を記入してください。

㉕5人目以降の扶養親族等  
5人目以降の控除対象扶養親族もしくは16歳未満の扶養親族の個人番号を記入してください。その場合、摘要欄への記入が必要です。  
※裏面の⑰摘要欄の記入事項1をお読みください。

②⑥ 乙欄  
主たる給与の支払いが他にある場合は○を記入してください。

②ひとり親控除 婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（所得58万円以下）を有す、合計所得金額500万円以下の単親者が対象です

## ㉙受給者年齢

受給者が未成年者であるかの判定や同姓同名の方の判別に使用します

②支払者の個人番号または法人番号  
給与支払者の個人番号または法人番号を記入してください。

# 給与支払報告書の書き方（裏面）

## ⑩基礎控除

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額	控除額	
132万円以下	95万円	
132万円超	336万円以下	88万円
336万円超	489万円以下	68万円
489万円超	655万円以下	63万円
655万円超	900万円以下	58万円
900万円超	950万円以下	
950万円超	1,000万円以下	
1,000万円超	2,350万円以下	
2,350万円超	2,400万円以下	48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円
2,500万円超	適用なし	

## ⑪所得金額調整控除

以下のいずれかに該当する者は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- ① 給与等の収入が850万円を超える、次のいずれかに該当する。  
・本人が特別障害者に該当する。  
・年齢23歳未満の扶養親族を有する。  
・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円上限) - 850万円) × 10%

- ② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等にかかる雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合。  
ただし、①がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円限度)) - 10万円

## ⑫特定親族特別控除

特定親族特別控除対象親族を有する場合、国税庁ホームページ「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照して対象となる人数と特定親族特別控除の合計額を記載。

## ⑯摘要欄の記入事項

### 1. 5人目以降の扶養親族または16歳未満の扶養親族の氏名等の記入

対象扶養親族の氏名と継柄を記入してください。この場合、氏名の前に⑯に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係がわかるようにしてください。  
また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください。

- 16歳未満の扶養親族の場合：氏名の後に「(年少)」と付記してください。
- 国外に居住している場合：氏名の後に「(非居住者)」と付記してください。

### 2. 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合

給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受ける

ことができませんが、障害者にかかる控除は受けることができます。

この場合の同一生計配偶者が、障害者・特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に同一生計配偶者である旨を「(同配)」と付記してください。

この場合、「⑯(源泉・特別)控除対象配偶者」には記入をされないよう注意してください。

#### 【2の記入例】

(摘要)  
若狭 花子 (同配)

### 3. 中途就職者の前職分の記入

中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。

前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。

### 4. 特別徴収できない場合

受給者への給与の支払いが一定でない等、町・県民税を特別徴収(給与天引き)できない事情がある場合には、「普通徴収」と必ず記入してください。

記入がない場合には、特別徴収可能と判断することができます。

また、普通徴収となる方の人数を、「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」にご記入ください。

### 5. 給与所得者本人の住民登録が若狭町にない場合

令和8年1月1日現在の住民登録地を記入してください。

#### 【5の記入例】

(摘要)  
住民登録地：\*\*市〇〇〇 1-1

## ⑯住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	A	居住開始年月日(1回目)	C 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	D	住宅借入金等年末残高(1回目)	E 円
	住宅借入金等特別控除可能額	B 円	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

A：住宅借入金等特別控除適用数

家屋の新築または増改築等をして住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び年末残高を記入してください。

B：住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

C：居住開始年月日を必ず記入してください。

D：住宅借入金等特別控除区分

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)

認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合

また、該当住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には、「(特)」を付記してください。

例：特定増改築等住宅借入金特別控除の適用があり、特定取得に該当する場合には「増(特)」と記入します。

E：住宅借入金等年末残高を記入してください。